

令和6年度 生活習慣病予防健診について

令和6年2月

目次

1. はじめに	2
2. 令和6年度生活習慣病予防健診実施要綱等の主な変更点等	4
3. 事務処理に関する依頼・留意事項	10
4. 連絡事項	17
5. システム及び健診案内のスケジュール等	20
6. 特定保健指導の実施について	23

1. はじめに

1. はじめに

日頃より、生活習慣病予防健診実施機関（以下、「健診機関」といいます。）の皆様には、全国健康保険協会の健診事業にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年度の生活習慣病予防健診の実施につきましては、付加健診の対象年齢拡大のほか、令和6年4月から始まる第4期特定健診・特定保健指導（以下、「第4期見直し」といいます。）に伴い、多くの変更がございます。実施内容の変更に加え、健診機関で使用しているシステム改修も必要となります。

健診機関の皆様におかれましては、こちらの資料（動画）をご覧ください、変更点等をご理解のうえ、令和6年4月以降の生活習慣病予防健診を円滑かつ適切に実施いただきますようお願いいたします。

2. 令和6年度生活習慣病予防健診実施要綱等の 主な変更点等

2. (1) 健診内容について

① 付加健診の対象年齢拡大

更なる保健事業の充実の一つとして、より多くの方に受診していただけるよう令和5年度から生活習慣病予防健診の自己負担額を軽減しているところです。

令和6年度からは疾病の早期発見等を目的として、付加健診の対象年齢を現行の「40歳、50歳」に加え、「45歳、55歳、60歳、65歳、70歳」を追加します。

◆付加健診の対象年齢拡大

現行		令和6年度から
40歳	→	40歳
50歳		45歳
		50歳
		55歳
		60歳
		65歳
		70歳



健診機関におかれましては、受診受入枠を拡大していただくとともに、付加健診の年齢拡大について、自己負担の軽減と併せて、協会けんぽ加入者や事業所の健診担当の皆様へ積極的に周知くださいますようお願いいたします。

参考

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱2ページをご覧ください。

2. (1) 健診内容について

② 付加健診の未実施減額

付加健診にかかる未実施減額について、これまでは眼底検査のみを対象としていましたが、令和6年度からは、全項目について未実施減額の対象に追加します。

なお、実施未実施の判断は他の検査項目と同様に「医師の判断」及び「やむを得ない理由」等に限るものとします。

◆ 付加健診 未実施減額単価表 (消費税別)

検査項目	検査費用
尿検査	360円
血液学的検査	460円
生化学的検査	930円
眼底検査	720円
肺機能検査	2,400円
腹部超音波検査	5,300円



健診機関におかれましては、受診者本人の希望による未実施とならないよう、適切な運用をお願いします。

参考

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱31～32ページをご覧ください。

2. (1) 健診内容について

③ 第4期制度改正に伴う変更点

令和6年度から始まる第4期見直しに伴い、健診項目及び問診項目について以下の変更・追加を行います。

◆ 変更・追加点

ア) 健診項目

- ・ 空腹時中性脂肪が測定できない場合の随時中性脂肪を追加
- ・ 肝機能の検査項目名の変更

● 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱「別紙1」抜粋

カ 生化学的検査 空腹時血糖(注1)、総コレステロール、AST(GOT)、ALT(GPT)、アルカリフォスファターゼ、 γ -GT(γ -GTP)、空腹時中性脂肪(注2)、尿酸、クレアチニン(eGFR)、HDLコレステロール、LDLコレステロール(注3)

(注2) 脂質検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時中性脂肪が測定できない場合は、随時中性脂肪を測定すること。

(注3) 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が400mg/dl以上や食後採血の場合、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールにより血中脂質検査を行うことを可とする。

イ) 問診項目

- ・ 「標準的な質問票」の内容変更

● 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱「別紙1【参考資料】」抜粋

標準的な質問票			
	質問項目	回答	
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無(医師の指示の下で)	①はい	②いいえ
	1 a. 血圧を下げる薬	①はい	②いいえ
	2 b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい	②いいえ
	3 c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい	②いいえ

参考

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱5ページ及び8～9ページをご覧ください。

2. (1) 健診内容について

④ 腹部触診の取扱い

腹部触診（身体診察）の実施について、労働安全衛生法に基づく法定健診では実施の判断が当該健康診断を行う医師に委ねられていること等を踏まえ、生活習慣病予防健診においても腹部触診は医師判断による実施に変更します。

◆ 腹部触診の取扱い変更

●生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱「別紙1（健診の基準）」抜粋

ア 診察等	問診	喫煙歴、服薬歴等（詳細は「標準的な質問票」参照）
	計測	身長、体重（標準体重、BMI）、腹囲
	視力検査	左・右（ランドルト氏環又は文字視標若しくは卓上型視力検査装置を使用した遠見視力検査）
	聴力検査	左・右（オージオメーターを使用した1,000Hz及び4,000Hzの純音による検査）
イ	理学的検査	胸部聴診 腹部触診（医師の判断により実施） 直腸検査（医師の判断により実施）
	血圧測定	坐位
	ウ 尿検査	糖半定量、蛋白半定量、潜血



健診機関におかれましては、腹部触診が必要な受診者には適切に実施いただきますようお願いいたします。

参考

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱5ページをご覧ください。

2. (2) その他

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、令和6年秋に向けて準備を進めているところです。

確定事項としてご説明できる内容はありませんが、現時点での主な検討事項について共有します。

◆主な検討事項

ア) 健診機関向け情報提供サービスの改修

被保険者が自身の保険証の記号・番号を把握していない場合を想定し、記号・番号以外の情報により照会ができるよう改修します。

イ) 当日の資格確認

健診機関において、オンライン資格確認等システムを使用し、資格確認を行っていただく予定です。受診者の資格確認はマイナンバーカード等にて行う予定ですが、詳細については別途お知らせします。

3. 事務処理に関する依頼・留意事項

3. (1) 事務処理誤りについて

保健事業における事務処理誤りについては、加入者の健康・生命に関わる重大な事案になりうることから、より厳正な対応が求められています。

このような状況等を踏まえ、事務処理誤り発生防止に向けた取組を進めています。

① 事務処理誤りの発生状況

事務処理誤りの事案のうち、加入者の健康・生命に関わる重大な誤りにや要配慮個人情報漏洩等の重大事案については、健診結果通知等の発送停止や健診予約受付停止など、必要な対応が取られるまで業務を停止することとなります。

健診機関においては、事務処理誤り発生防止に向け、健診や事務処理の実施体制を整備してください。

事案例（一部）	備考
1. 健診結果通知の記載誤り	・ 検体の取り違いによる ・ データの転記誤りや入力誤りによる
2. 健診結果通知の誤送付	・ 宛先（宛名）の誤りによる ・ 送付物の誤封入による
3. 健診費用（自己負担額）徴収誤り	
4. 血液検査項目の検査漏れ	
5. USBトークンの紛失	・ 使用していないUSBトークンの紛失

万一、事務処理誤りが発生した場合は、すみやかに当支部へご連絡ください。

3. (1) 事務処理誤りについて

② 健診結果データの事務処理誤りについて

事務処理誤り発生防止の取組の一環として、すべての健診機関を対象に、令和4年11月に健診結果データの一斉点検を実施し、多くの健診機関で事務処理誤りが判明しました。

◆ 一斉点検の結果

結果

9割以上が協会への報告データのみの誤り



原因

約8割が健診機関が保有する健診システムの設定誤り

背景 ◆ システム改修（導入）時にベンダーや担当者任せになっていた
◆ 十分なテストやダブルチェックができていないこと …など

！ 依然として単純な人為的ミスによる入力誤りの事案も報告されています。

3. (1) 事務処理誤りについて

③ 第4期見直しに伴うシステム改修等の点検について

一斉点検において誤りが判明した健診機関では、今後、同様の誤りを発生させないよう発生原因を分析し、再発防止策を策定のうえ対応していただいているところです。

しかしながら、令和6年度からの第4期見直しに対応するため、各健診機関において、令和5年度中にシステム改修等を行う必要があり、同様の誤りが発生する可能性があります。

このため、第4期見直しに伴う健診結果データ誤り等の事務処理誤り発生防止に向けて、すべての健診機関を対象に「システム改修等の点検」を2段階で実施することとしました。

実施中

点検手順等が適切に実施されたかを確認したうえで、令和6年4月以降の健診を実施

点検区分	概要
一次点検	協会から配布するサンプルデータに基づき、健診機関のシステムから出力された協会報告データ（健診システムを保有していない健診機関は、手入力による誤り防止のためのダブルチェック等の実施体制等）の点検を令和5年度末までに実施します。
二次点検	協会へ報告された令和6年度受診者の健診結果データを使用した点検を、令和6年8月から9月末までの間に二次点検として実施します。

令和6年4月以降の健診業務を円滑に進められるようご協力をお願いします。

3. (2) 検査の項目・実施等について

② 眼底検査について

付加健診以外で実施する「眼底検査」については、**医師の判断により一般健診と同時に実施**することができます。

なお、この場合の医師の判断は「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づくこととされています。健診機関におかれましては、「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいた判定基準により、**医師が必要と認めた場合に眼底検査を実施**してください。

●生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 「別紙1(健診の基準)」抜粋

眼底検査については、特定健康診査における医師の判断により実施される詳細な健診項目であることから、「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいて医師の判断がある場合、一般健診と同時に実施することができます。なお、検査費用の請求は一般健診の費用請求とは別に眼底検査を単独で行ったものとして請求すること。また、検査は、手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影(フィルム2枚(現像含む))により実施すること。

●標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版) 「【別紙2】「詳細な健診」項目について」抜粋

(2) 眼底検査

- 当該年度の健診結果等において、①血圧が以下のa、bのうちいずれかの基準又は②血糖の値がa、b、cのうちいずれかの基準に該当した者*
- | | | |
|------|----------------|-------------|
| ① 血圧 | a 収縮期血圧 | 140mmHg 以上 |
| | b 拡張期血圧 | 90mmHg 以上 |
| ② 血糖 | a 空腹時血糖 | 126mg/dl 以上 |
| | b HbA1c (NGSP) | 6.5%以上 |
| | c 随時血糖 | 126mg/dl 以上 |

* 眼底検査は、当該年度の特定健康診査の結果等のうち、(2)①のうちa、bのいずれの血圧の基準にも該当せず、かつ当該年度の血糖検査の結果を確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の結果が(2)②のうちa、b、cのいずれかの基準に該当した者も含む。



「医師が健診を必要と判断した理由」については、健診結果データ作成の際に「総合所見」の「注意事項」欄に記載(入力)をしてください。

3. (2) 検査の項目・実施等について

③ 子宮頸がん検診について

子宮頸がん検診(細胞診)の実施にあたり、細胞を採取する際に診察台ではなく、ベッドを使用することも可としています。

なお、ベッドを使用した検査は、受診者の心理的な負担への配慮がより一層必要となると考えられます。健診機関におかれましては、予約受付時にベッドでの検査となることをお伝えし、受診者のご理解(ご了承)をいただく等、丁寧なご案内を行っていただきますようお願いいたします。

4. 連絡事項

4. 連絡事項

① 毎月の健診費用の請求期限

請求期限は原則、**健診を実施した日の翌月の20日まで**※としていますが、期限が過ぎてから請求を行っている健診機関があります。

請求が遅れた理由としては、「一部の健診結果データがそろわない」「事務処理の遅れ」等が挙げられています。

健診結果の通知については、事務処理要領にて「健診結果は、健診実施後概ね14日以内に通知すること」、また、健診費用の請求については、委託契約書にて「期日までの請求を行うこと」とされています。

健診機関においては、健診結果の通知や請求に遅れが生じないように、検査体制や事務処理体制等の整備、スケジュールの見直し等を行ってください。

※期限日が休日の時は前営業日

令和5年度中に実施した健診費用の請求期限

↓
令和6年4月15日(月)【期限厳守】

20日ではありません。年度末の支払いにつき、期限にご注意ください。



4. 連絡事項

② 支払いに関するお知らせの送付終了について

これまで健診費用について、支払額や支払日のお知らせをお送りしていましたが、令和6年3月末をもって終了します。

令和6年4月以降の入金状況につきましては、通帳記入もしくはインターネットバンキング等にてご確認をお願いします。

③ 健診機関の職員のみなさまの健診・保健指導にかかるお願い

協会けんぽの適用事業所となっている健診機関には、職員の皆さまの生活習慣病予防健診の受診や事業者健診データの提供をお願いします。

また、保健指導対象者に該当する場合は、保健指導を実施するようお願いします。

5. システム及び健診案内のスケジュール等

5. (1) 情報提供サービス、健診ソフト等について

① システム、マニュアル等について

ご利用いただいているシステム等の最新版は下記のとおりです。

システム、マニュアル等	最新版(設定)	備考
インターネットブラウザ推奨環境	Microsoft Edge	
情報提供サービス操作マニュアル(健診機関向け)	第1.8版	情報提供サービスからダウンロードが可能
健診ソフト	Ver7.00版	協会けんぽホームページおよび情報提供サービスからダウンロードが可能
生活習慣病予防健診結果データ作成ツール 操作マニュアル		

今後の健診ソフトの改修について

健診機関に配布している健診ソフトの改修については以下のとおりです。

付加健診対象年齢拡充・第4期制度改正対応 → 令和6年3月下旬リリース予定

② 令和6年度健診予約者の資格確認について

情報提供サービスによる令和6年度分の健診予約者の資格確認は**令和6年3月4日(月)から可能**です。

5. (2) 健診案内の発送について

① 「生活習慣病予防健診のご案内」の送付について

例年どおり、令和6年度「生活習慣病予防健診のご案内」を事業所へ送付します。

送付日：**令和6年3月中旬**※1 郵便局持ち込み予定 ※1 令和6年3月19日を予定

② 健診関係チラシの送付について

健診機関あてに、令和6年3月中に下記の健診関係チラシを送付します。

種類	用途
1 生活習慣病予防健診通知表の見方	健診受診者の 結果通知に1枚ずつ同封
2 保健指導に関する個人情報の共同利用について	
3 肝炎ウイルス検査案内兼申込書	加入者へのご案内兼申込書
4 令和6年度健康診断のご案内 ※2	健診機関参考用

※2 事業所へ送付するご案内と同じパンフレット等、計4種類。



**3月中旬から令和6年度が実質的にスタートします。
ご準備をよろしくお願いいたします。**

6. 特定保健指導の実施について

6. 特定保健指導の実施について

特定健診と特定保健指導の一体的な推進に向けて

健診受診者が健診結果に沿って、生活習慣の改善に向けた健康づくり行動をとれるよう導くことこそ、健診機関に求められる役割です。

特定保健指導実施

受診者の健康

健診機関の
イメージアップ

受診者の健康、QOLの維持と向上のため、特定保健指導の実施にご理解とご協力をお願いします。